

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が「①意見聴取委員意見書（平成〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇〇〇分）、②退院等の請求等に関する意見聴取書（平成〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇〇〇分）、③退院等の請求に関する意見聴取書（平成〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇〇〇分）、④退院等の請求に関する意見聴取書（平成〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇〇〇分）」（以下それぞれ「本件対象保有個人情報1」「本件対象保有個人情報2」「本件対象保有個人情報3」「本件対象保有個人情報4」という。）について平成26年3月19日付けで行った部分開示決定は、妥当である。

2 異議申立て等の経緯

（1）処分の経緯

異議申立人（以下「申立人」という。）は、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、実施機関に対し平成26年2月17日付けで、「退院請求に関する審査の意見聴取書」の開示請求を行った。

これに対し、実施機関は条例第21条第1項の規定に基づき平成26年3月19日付けで本件対象保有個人情報1から4までについて部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、申立人に通知し開示を行った。

（2）異議申立ての経緯

申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、実施機関に対し平成26年5月13日付けで、本件処分のうち不開示部分を開示することを求める旨の異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

（3）審査の経緯

ア 当審査会は、本件異議申立てについて平成26年6月20日、実施機関から条例第41条の規定に基づく諮問を受けた。

イ 当審査会は、本件異議申立てについて平成26年6月20日、実施機関から理由説明書の提出を受けた。

ウ 当審査会は、本件異議申立てについて平成26年8月11日、申立人から意見書の提出を受けた。

エ 当審査会は、本件異議申立てについて平成26年10月15日、実施機関からの意見聴取を行った。

オ 当審査会は、本件異議申立てについて平成26年11月19日、申立人による口頭意見陳述の聴取を行った。

3 申立人の主張の要旨

(省略)

4 実施機関の主張の要旨

本件部分開示決定の理由は、第一に氏名や所属、印影等は開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものである。また、筆跡から個人を特定できたり、開示請求者との間に利害関係が生じたりするおそれもある。第二に、精神医療審査会委員の判断や申立人等から聞き取りした情報を開示することにより率直な記載ができなくなり、必要な情報等の確保に著しい支障を来し、精神保健福祉法に基づく退院請求の公平公正な業務遂行に影響を及ぼすおそれがあるものである。

5 審査会の判断

(1) 医療保護入院について

申立人から提出された資料によれば、申立人は平成23年7月、県内の精神科病院に医療保護入院したものである。

医療保護入院とは、精神保健福祉法第33条第1項によって精神科病院の管理者は指定医による診察の結果、精神障害者であり、かつ、医療及び保護のため入院の必要がある者について、その家族等からの同意があるときは本人の同意がなくてもその者を入院させることができると規定されている入院形態である。

(2) 退院等の請求及び退院等の請求による審査について

精神保健福祉法第38条の4では、精神科病院に入院中の者は、都道府県知事に対しその者を退院させることを命じることを求めることができると定められている。また、精神保健福祉法第38条の5では、退院等の請求を受けた都道府県知事は、当該請求に係る入院中の者についてその入院の必要があるかどうかに関し、精神医療審査会に審査を求めなければならないと定められている。

(3) 精神医療審査会について

精神医療審査会は精神保健福祉法第12条の規定により設置されている合議体であり、その委員は精神保健福祉法第13条により精神障害者の医療や法律に関し学識経験を有する者等のうちから都道府県知事が任命すると定められている。

また、精神保健福祉法第38条の5第4項により、精神医療審査会は、退院等の請求による審査に当たって必要があると認めるときは、当該審査に係る入院中の者の同意を得て委員に診察させ、又はその者が入院している精神科病院の管理者その他関係者に対して報告を求めること等ができると定められている。

(4) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報1から4までは、県内の精神科病院に医療保護入院中であった申立人から退院等の請求が埼玉県知事に提出されたことを受け、精神医療審査会の委員が作成した意見書や精神医療審査会が審査に必要な資料として関係者に作成を求めた文書である。

申立人は不開示部分の全部を開示することを求めているので、当審査会では、その一部が不開示となっている本件対象保有個人情報1から4までを見分した上で、不開示部分の不開示情報該当性について以下検討する。

(5) 氏名、印影及び所属について

ア 条例第17条第3号は、「開示請求者（中略）以外の個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」を不開示情報として規定し、ただし書イ、ロ又はハに該当する情報は不開示情報から除くものとしている。

イ 不開示とされた氏名、印影及び所属は条例第17条第3号の開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報に該当し、また、同号ただし書イ、ロ又はハには該当しない。

ウ 不開示とされた氏名の中には申立人本人の氏名も含まれているが、これらが記載されている本件対象保有個人情報2及び4は、開示請求者以外の第三者が手書きによって作成した文書である。

一般に、筆跡は格別の事情がない限り第三者が知り得るものではないことから、筆跡単独では特定の個人を識別することはできないものと認められる。しかし、筆跡単独であっても、日頃当人の筆跡を見る機会のある者であれば特定の個人を識別し得る可能性が高いと考えられる。

本件対象保有個人情報2及び4に記載された申立人本人の氏名は、その筆跡を申立人が見れば文書を作成した開示請求者以外の特定の個人を識別し得る可能性が高いものであると認められるから、条例第17条第3号に規定する不開示情報に該当し、また、同号ただし書イ、ロ又はハには該当しない。

したがって、氏名、印影及び所属は、条例第17条第3号に規定する不開示情報に該当する。

実施機関は同条第7号該当性についても主張しているが、当該不開示部分については上記のとおり同条第3号に規定する不開示情報に該当するから、同条第7号該当性については判断するまでもない。

(6) 氏名、印影及び所属以外の不開示部分について

条例第17条第7号は、「県の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、（中略）当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

氏名、印影及び所属以外の不開示部分には、病名、現在の病状及び記載者の率直な意見等、医療保護入院の継続が必要であるか否かを判断するための情報が記載されている。

これらの情報は、本人の同意なくその者を入院させることができるという医療保護入院の性質上、本人の認識や意に沿わない内容であることがある。更に、審査の結果が本人の意に反するものであった場合には、本人の認識と記載者の意見に相違がある可能性が高い。これらのことから、その記載内容を開示すると申立人が関係者に対して不信感を抱き、今後の治療に対する反発や拒否及び業務に支障を及ぼすような行為をする可能性を否定することはできない。また、今後、同種の文書に記入をする者が

本人の感情や反応を考慮して率直な意見を記載することを躊躇し記載内容を簡略化することなどが予想され、その結果、将来の退院等の請求に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該不開示部分は、条例第17条第7号に規定する不開示情報に該当する。

(7) 申立人のその他の主張について

ア 申立人は、両親及び担当医師が保有個人情報の開示に同意する旨を記載した埼玉県知事宛「同意書」を提出し、これをもってこれらの者の発言部分等は開示すべきであると主張する。しかし、文書を作成した者が当該文書の開示に同意したからといって、不開示情報が開示されるものではない。

イ 申立人は、本件対象保有個人情報2について「病院側から既に開示されており病院及び〇〇医師の同意が得られているものと考えられる。」と主張する。しかし、申立人が他の機関から同一の文書を手に入れたとしても、そのような個別の事情は不開示情報該当性の判断には影響しない。

ウ 申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(8) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

大森三起子、高佐智美、田村泰俊

審査会の経過

年 月 日	内 容
平成26年 6月20日	諮問を受ける（諮問第124号）
平成26年 6月20日	実施機関から理由説明書を受理
平成26年 8月11日	申立人から意見書を受理

平成26年 8月25日	申立人から意見書の追加資料を受理
平成26年 9月24日	審議
平成26年10月15日	実施機関からの意見聴取及び審議
平成26年11月19日	申立人による意見陳述及び審議
平成26年12月24日	審議
平成27年 1月22日	答申